

開発許可の審査基準の一部改正について

<主な改正事項>

1 「質の変更」の定義（審査基準Ⅱ-1(3)）

開発行為の定義についての解説として、「特定工作物の用に供されていない土地を特定工作物の用に供する土地にする行為」を新たに追加する。

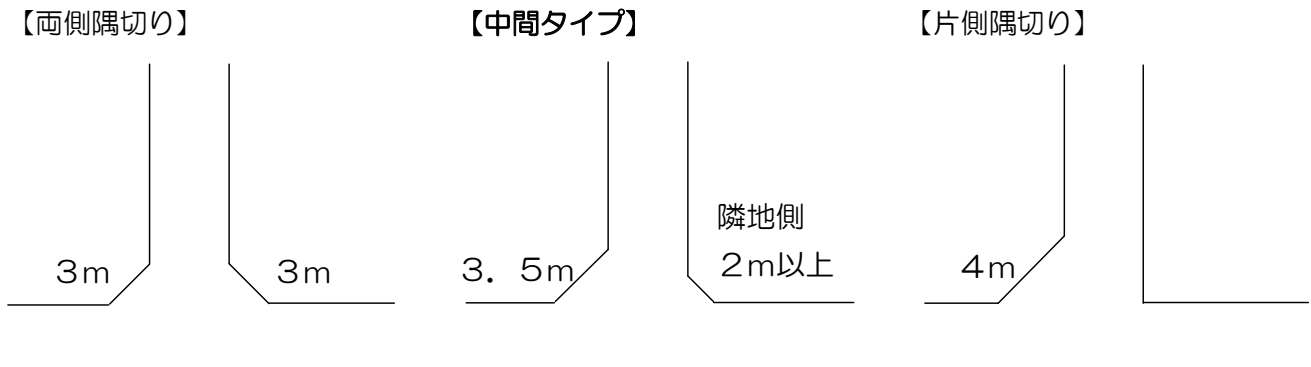
2 工事完了公告前の建築制限等（審査基準Ⅲ-7(1)）

承認理由①～⑦に加え、⑧として「雨水処理施設等を建築工事の中で築造する、又は建築工事に先立って築造することで建築工事に支障をきたす場合」を新たに追加する。

3 隅切りの設置方法（審査基準Ⅳ-2-1(10)）

両側隅切り及び片側隅切りに加え、「隣接地側に隅切り長さ2m以上の隅切りを設置し、もう一方を基準の隅切り長に0.5mを加えた長さとする中間タイプの隅切り」を新たに追加する。

例) 道路幅員4m、隅切り長さ3mの場合



4 隅切り長さ（審査基準Ⅳ-2-1(10)）

「2m以上の歩道が確保されている道路に接続して隅切りを設置する場合は、道路幅員に係らず隅切り長さを2mとすることが出来る」を追加する。

例) 道路幅員8mの場合

